

合同チームの取り扱いについて【細則】

【平成28年2月18日 制定】

【平成30年3月17日改定】

近年、少子化等に伴い各クラブとも部員の減少が著しく、単独クラブでの参加が難しいチームが増えている。そこで そのような子供達の試合出場機会を確保する為、合同チームを編成することを以下の条件の基で認めることとする。

- 1、各クラブの所属している公的な野球連盟の主催大会に出場しているチーム
- 2、合同チームの編成にあたり、下記の点 留意する。
 - ① 選抜チームにならないようにする。
 - ② ベンチスタッフは1チームに偏らないように心がけること。
 - ③ 服装は統一されたユニフォームが望ましいが、個々のチームのユニフォームも可とする。ただし、背番号は統一されていること。
- 3、上記条件に合致しない案件については、別途連盟で協議し、登録にあたっては、連盟三役（理事長・事務局長・審判部長）の承認を必要とする。
- 4、春季大会 A ゾーンに参加する合同チームは、現状では「くりくり少年軟式野球連合会」で出場を認めていないので、ベスト8の段階でその後の試合は辞退とさせていただきます。

以上